

東京海洋大学研究生規則

平成16年 4月 1日

海洋大規第 185号

改正 平成17年 4月 1日 海洋大規第 245号

改正 平成17年10月 4日 海洋大規第245-2号

改正 平成20年 4月17日 海洋大規第245-3号

改正 平成23年 3月16日 海洋大規第 11号

改正 令和元年 6月27日 海洋大規第 90号

(趣旨)

第1条 東京海洋大学学則第46条第2項及び東京海洋大学大学院学則第35条第2項の規定に基づく東京海洋大学（以下「本学」という。）における研究生については、この規則の定めるところによる。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の初めとする。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 4年制の大学を卒業した者又は外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 二 その他前号と同等以上の学力を有し、本学が研究生としての入学資格を認めた者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、原則として各学期開始の1月前までに、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて願出しなければならない。

- 一 入学願書
- 二 履歴書
- 三 最終出身学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
- 四 その他本学が指定する書類

(合格者の決定)

第5条 学長は、入学志願者について選考の上、当該教授会（大学院にあつては研究科代議員会とする。以下同じ。）の議を経て合格者を決定する。

(入学手続)

第6条 前条による合格者で本学に入学しようとする者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の入学料及び授業料を納付しなければならない。

(入学許可)

第7条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(研究期間)

第8条 研究期間は、1年以内とする。

2 指導教員が研究を継続する必要があると認めた場合には、研究期間延長願を提出し、当該教授会の議を経て、学長の許可を得るものとする。

3 前項の研究期間の延長が許可された場合の授業料の納付は第6条を準用する。

(指導教員)

第9条 研究生には、その研究課題に応じて学長が指導教員を指定する。

2 研究生は、研究課題について指導教員の指導を受けるほか、当該研究に関連のある授業科目について、指導教員が必要と認めるときは、担当教員の承認を得て聴講することができる。

(退学)

第 10 条 研究生の退学については、当該教授会の議を経て学長が許可する。

(研究の中止)

第 11 条 研究生が、疾病その他の理由により研究の継続が困難と認められるときは、当該教授会の議を経て、学長が研究の中止を命ずることがある。

(研究の終了)

第 12 条 研究生は、当該課題の研究を終了したときは、研究成果の概要等を記載した研究終了報告書を指導教員を経て学長に提出しなければならない。

(授業料、入学料及び検定料)

第 13 条 授業料、入学料及び検定料の額は、国立大学法人東京海洋大学における授業料、入学料及び検定料等の額に関する規則（平成 16 年海洋大規第 41 号）の定めるところによる。

2 授業料は、在学予定期間に応じ、6 月分に相当する額を、在学予定期間が 6 月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間における当初の月の前日までに納付するものとする。

(納付済みの授業料、入学料及び検定料)

第 14 条 納付済みの授業料、入学料及び検定料は、これを返還しない。ただし、授業料を納付した者が、研究期間の開始月の前月末日までに、入学辞退又は研究期間の延長の取り消しを申し出て許可された場合は、当該授業料相当額を返還する。

(実験・実習費)

第 15 条 研究生に、実験・実習に要する費用を負担させることがある。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年 9 月 30 日に東京商船大学及び東京水産大学に研究生として在学する者については、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年海洋大規第 245 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年海洋大規第 245-2 号）

この規則は、平成 17 年 10 月 4 日から施行する。

附 則（平成 20 年海洋大規第 245-3 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 17 日から施行する。

附 則（平成 23 年海洋大規第 11 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年海洋大規第 90 号）

この規則は、令和元年 6 月 27 日から施行する。